

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	交通安全対策事業（視距改良事業）					
地区名	一般国道 257 号					
事業箇所	とよたしなかとうちよう 豊田市中当町地内始め					
事業のあらまし	<p>一般国道 257 号は、東名豊川ICと中央道恵那ICを結ぶ広域幹線道路である。</p> <p>近年交通量が増加による交通渋滞及び歩行者への危険が懸念される。さらに、カーブ区間が多く、対向車が非常に見づらい地形状況にある。</p> <p>以上を踏まえ、事故を未然に防ぎ、安全な通行環境を確保するため、視距の改良を行うものである。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>① 交通円滑化</p> <p>【副次目標】</p> <p>—</p>					
事業費	事業費	内訳				
	2.21 億円	■工事費 2.03 億円、■用補費 0.11 億円、■その他 0.07 億円				
事業期間	採択年度	平成 20 年度	着工年度	平成 20 年度	完成年度	平成 25 年度
事業内容	・視距改良 延長 L=0.23km、幅員 W=7.5m					
II 評価						
① 事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>・視距の確保（L=230m）を行い、自動車交通の安全確保を図った。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>・視距の改良により、安全な通行環境が確保された。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>—</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>—</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	・事業目標に対して目的を達成しており、今後の事後評価の必要性はない。					
改善措置の必要性	・事業目標に対する効果が十分に発現しており、新たな課題も見られないため、改善措置の必要性はない。					
同種事業に反映すべき事項	・標準的な事業計画、事業プロセス、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					